

基本目標2 支えあいを大切に地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H29)				施策視点評価				
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容
1 地域福祉のネットワークづくり	①新しい「向こう三軒両隣」の関係づくり		■	自治公民館活動助成	自治公民館活動に関する助成を行うことにより、振興と充実を図り、地域内の交流を通じ、いざというときに支え合い助け合える関係づくりをつくる	B	○	自治会内の課題解決や人権意識の向上、コミュニティ形成のための各事業が実施されており、概ね効果が認められる。	◎	継続	○	〔市民活動課〕274自治会が地域コミュニティの形成に向け、継続的に取り組まれている。引き続き、地域課題の解決や自治能力を高める活動、人権意識の高揚に注視した取り組みを推進していく。
	②高齢者見守りネットワークづくり	■	高齢者等見守りネットワーク	市内の高齢者宅を戸別訪問する市内事業者と協定を結び、在宅高齢者の見守り活動を行う	B	○	高齢者等見守りネットワークについては、今年度新たに3事業所と協定を締結し、協力事業所数が合計30事業所となり、市内の見守り体制が着実に広がってきている。SOSシステムについても、登録者数が徐々に増加している。必要な方に登録していただけるよう、今後も引き続き制度の周知をおこなっていく。	○	継続	○	〔介護保険課〕見守りネットワークについては、平成29年度末で27事業所と協定を締結しており、今後も協力事業所を増やしていく。SOSシステムについては、登録者本人のフォローを検討するとともに、事業の普及と啓発を進めていきます。	
			早期発見SOSシステム	予め登録された徘徊の恐れのある高齢者等が所在不明となった場合に、ネットワーク協力機関と連携をとりながら捜索を行う								
	③地域福祉ネットワークの構築	■	生活支援サービス体制整備	(概要)老人クラブ会員による見守り活動を通じて高齢者の孤立や孤独を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す(対象)ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等【H27をもって事業終了】	B	○	社会福祉法人による相談所および支線センター設置、地区生活支援サービス推進会議支援が一部設置されるなど、基盤整備ができてきた。今後は相談所が窓口として周知・利用されるとともに、地域の生活課題が有機的につながるよう地域支えあい推進員が機能する必要がある。	△	継続	○	〔介護保険課〕生活支援サービス体制整備事業については、引き続き支えあい推進員を中心に地域づくりを推進する。 〔社会福祉課〕役員との事前打合せを経て、年3回の協議会開催時に様々な情報提供を行うとともに、福祉人材確保対策について協議を行った。その結果、H30から現行制度に加えて新たな補助事業を実施することになった。	
			社会福祉法人連絡協議会との連携	公共性のある市内の社会福祉法人が実施する地域貢献事業等に対し、必要な情報の提供及び協議、連携を図る。	A	○						H29.6から順次、市内全社福祉法人に「よろずおせかい相談所」を設置いただくとともに、福祉人材確保対策に係る取り組みについて協議、調整を行った。(協議会3回実施)
	④民児、福祉委員等の市民への普及・啓発	■	心配ごと相談	(概要)日常生活のあらゆる相談に、民生委員児童委員である「心配ごと相談員」が応じる	A	△	誰かに話を聞いてほしいだけの方もおられるので、よろず相談的な役割も持っている。	△	改善	○	〔社協〕いつ訪れるかわからない相談者に対して開設しているため、相談者の多寡で評価できない。	
			福祉バザー	(主旨)各世帯から物品を提供いただき販売することで、社協が取り組む地域福祉を推進するための事業費として活用するとともに、地域での支えあいつながることを目的に開催する	A	△	物品が年々少なくなっている。新品の提供も少なくなっており、販売できない物も多く提供されている。バザーの目的、収益金の使いみちを知っていただくことが必要である。	△	継続	○	〔社協〕昨年度「改善」評価に基づき内部検討を行ったが、住民から協力をいただいで実施する事業として収益減を理由とした廃止は難しく、当面の現状の方法で実施していく。評価検証委員会の意見のとおり、バザーの意義や必要性、各戸からの持ち寄り品を増やしていくためのPRを行っていく。	
			民生委員児童委員連合会・協議会支援	(主旨)地域福祉における民生委員活動が円滑に行われるよう支援する。(概要)6協議会及び連合会事務局の運営と活動補助金の交付	A	○	事務局として適切な支援が行えているものの、市役所新庁舎整備構想に伴う支所業務のあり方を検討するうえで、事務局の移管や、なり手不足解消策等を含めて検討を深め、各種関係機関等と協議を進めていく必要がある。	○	改善	△	〔社会福祉課〕引き続き民児連及び民児協との連携強化を前提に必要な支援を継続させるとともに、地域福祉の中核組織である社協への民児協事務局の移管是非を含めた協議を継続させることとする。	
	⑤自治協と社協の連携強化	■	自治協定期訪問	自治協議会を訪問し、地域の福祉課題の把握や情報収集、PRを行う	A	○	出張教室の開催など、支所ごとに意識的な訪問ができています。	○	継続	○	〔社協〕地域福祉に関する取組を自主的に企画・開催されるケースも以前と比べて増加している。社協として担当者や地域支えあい推進員とともに地区との話し合う機会を持ち、使い道について考えていく。幅広い情報提供やアドバイスを今後も進めていく。 〔介護保険課〕生活支援サービス体制整備事業については、引き続き支えあい推進員を中心に地域づくりを推進する。	
			地域福祉推進支援事業	(主旨)地域での福祉活動を支援するため(概要)計画段階からの相談や情報提供、福祉事業の提案や対象事業に対する助成金の交付を行う(対象)自治協議会	A	◎	自治協へ出向回数が増えたため、本事業のPRを十分に行った。その結果、前年に比べ倍の利用があった。(共同募金配分金) (4,018,359円)	◎	継続			
			福祉のまちづくり事業	(主旨)地域における自発的な福祉のまちづくり実現のための支援(概要)5ヶ年(H26-H30)で全自治協に対し、金銭的支援を行い地域が取り組む福祉のまちづくりに寄与(対象)市内自治協(1回のみ)(根拠)福祉のまちづくり交付金交付要綱	A	◎	平成29年度は6自治協から申請があり、それぞれの地域の福祉のまちづくりに寄与できた。	◎	継続			
			生活支援サービス体制整備	地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)の配置(社協へ運営委託(地域支えあい推進員による地区の課題抽出・アセスメント分析)25地区に対し福祉ですすめる地域づくりの働きかけ、情報提供、支援を行う。	A	○	自治協議会・自治振興会に定期訪問し、関係者から聞き取り・ワークショップの開催・勉強会の開催・アンケート実施など、さまざまな方法で地区のアセスメントを行い、第2層の推進会議設置・運営の支援をしている。	△	充実			
							A	○	住民主体の地域づくりの働きかけに加えて、今後は二重と担い手の掘り出し・コーディネート等、具体的な支えあいの取り組み支援が必要になると考える。			△
	⑥自治協に対する「福祉部」設置の働きかけ	■	自治協定期訪問	自治協議会を訪問し、地域の福祉課題の把握や情報収集、PRを行う	A	○	出張教室の開催など、支所ごとに意識的な訪問ができています。	○	継続			

基本目標2 支えあいを大切に地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H29)				施策視点評価				
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容
①認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	(21)	■	■	認知症サポーター養成講座	自治会や職域及び学校等の依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣し、認知症の正しい理解と地域で支えるための講座を行う	B	○	各団体・地域の要望に応じ、養成講座を開催し、認知症に対する理解を深めることができた。	○	継続	○	【介護保険課】平成29年3月末で延べ10,000人を超え「認知症は病気である」と正しい理解者が増えた。今後は、講座内容等について検討する必要がある。
		■	■	高齢者お昼のつどい開催支援	自治協に対し、地域福祉推進支援事業により小学校区単位で開催する経費の一部を助成する	A	○	地域福祉推進支援事業を申請された22自治協のうち14自治協が「高齢者お昼のつどい」を開催された。(共同募金配分金) (4,018,359円)	○	継続	○	【社協】高齢者お昼のつどいは地区の自主的な事業として、引き続き地域福祉推進支援事業で支援していく。助成については、必要なところに、必要な資金が届くよう支援していく。
②ボランティアや市民活動団体への支援	(22)	■	■	福祉団体等助成金交付	(概要)福祉団体、NPO法人、当事者団体等の健全な発展及び育成を図るため、団体等が行う社会福祉事業に対し助成金を交付する(対象)福祉団体、NPO法人、当事者団体、丹波市特別支援教育研究部、おもちゃライブラリー	A	○	福祉団体のほか、社会福祉法人、NPO法人、株式会社(就労継続支援事業所)、高校等に申請に基づいて助成を行った。(共同募金配分金) (1,622,587円)	○	継続	○	【社会福祉課】福祉団体バス補助については、終期を平成31年度末とするため、事業の評価を行ったうえで今後の方向性を示すための協議を進める。
		■	■	生活支援サービス体制整備	丹波市生活支援サービス推進会議の立ち上げ 社協へ運営委託	A	○	さわやか福祉財団の支援のもと、丹波市全体の「生活支援サービス推進会議」を2月27日に開催した。自治組織関係者のほか、市内の介護保険事業所、企業、各種団体、包括支援センターなどが一堂に会し、事業への理解と今後なすべきことについて研修を行った。	○	充実	○	【社会福祉課】福祉団体バス補助については、終期を平成31年度末とするため、事業の評価を行ったうえで今後の方向性を示すための協議を進める。
		■	■	福祉団体バス補助金	社会福祉団体、老人団体、ボランティア団体、ふれあいいきいきサロン団体等の活動支援にバス借り上げ料の一部を補助する	A	○	社会福祉団体、老人団体、ボランティア団体、ふれあいいきいきサロン団体等、約135団体に補助金を支給し、活動支援につながった。	○	継続	○	【社会福祉課】福祉団体バス補助については、終期を平成31年度末とするため、事業の評価を行ったうえで今後の方向性を示すための協議を進める。
③老人クラブ活動への支援の充実	(23)	■	■	単位老人クラブ見守り助成	(概要)老人クラブ会員による見守り活動を通じて高齢者の孤立や孤独を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す(対象)ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等【H27をもって事業終了】							【社協】元気な高齢者は今後、地域福祉の担い手として活躍していただけるように、各団体においても互助の仕組みづくりへの理解を深める必要がある。そのため、老人クラブから第1層の生活支援サービス推進会議委員の選出を行った。
		■	■	老人クラブ事務局支援	事務局として職員を1名配置し活動支援	A	○	老人クラブのほか、身体障害者会、手をつなぐ育成会、婦人共励会の事務局を持っており、各団体の自立を基本に事務支援を行った。	○	継続	○	【社会福祉課】H29から市老連未加盟クラブを対象とする補助制度を追加し、市老連加盟クラブの増加を図ろうとした結果、加盟クラブを脱退され、追加制度に移行されたクラブもあったものの、追加制度への新規申請が多数見込めたことによりクラブの把握に努められた。
		■	■	老人クラブ補助金	老人クラブ及び老人クラブ連合会の多様な社会活動等への事業支援のため補助金を交付する。(市老連加盟クラブ103(△3)、地域老人クラブ38(皆増))	A	○	丹波市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブは減少傾向(△3クラブ)に変わりはなく、今年度から未加盟団体への補助金を創設し、新たに38団体が申請に至った。今後は、当該申請団体に市老連加盟を促すとともに、申請団体を更に増加させるための取り組みを行う。	○	継続	○	【社会福祉課】H29から市老連未加盟クラブを対象とする補助制度を追加し、市老連加盟クラブの増加を図ろうとした結果、加盟クラブを脱退され、追加制度に移行されたクラブもあったものの、追加制度への新規申請が多数見込めたことによりクラブの把握に努められた。
④福祉活動を担うリーダーの発掘と育成	(24)	■	■	ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座、各種養成講座の開催	A	◎	平成29年度は地域の担い手の拡大、地域における集いの場づくりをすすめていくため、60歳以上のボランティア活動が増えていく仕掛けづくりとして、傾聴ボランティアの養成を行った。(9回開催、延べ359名参加)	◎	充実	○	【社協】ボランティア養成講座は事業計画に基づき、着実に実施できた。同じような内容でも、目玉となるキーワードを講座の中に取り入れ参加人数を増やすことができた。今後もさまざまな興味を引く講座を企画していきたい。
		■	■	生活支援サービス体制整備	くらし応援隊養成講座の開催 社協へ運営委託	A	○	7月に養成講座を4回シリーズで開催。毎回約28名ほどの参加を得て、新たに18名の登録があった。登録は強制ではないが、依頼会員の増加に対応できる人数を確保しておく必要がある。	○	充実	○	【障がい福祉課】手話入門講座の部を新規開催、手話通訳者試験対策講座実施、要約筆記は現任研修を行い、意思疎通支援の充実に努めた。
		■	■	手話、要約筆記等講座開設	(主旨)手話通訳者、要約筆記奉仕員等の育成(概要)兵衛協や社協に委託を行い担い手を増やすため入門、基礎、通訳等の講座を開く(対象)一般市民(根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例 丹波市手話通訳者養成事業実施要綱	A	○	手話奉仕員養成講座(入門1講座、基礎2講座)、手話通訳者養成講座(通訳Ⅱ)、パソコン要約筆記養成講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者を育成した。(平成29年度実績)手話奉仕員養成講座 入門課程(夜)受講者 32名(修了者 27名) 基礎課程(昼・夜)受講者 45名(修了者 36名)手話通訳者養成講座受講者 5名(修了者 4名)パソコン要約筆記養成講座 11名	○	継続	○	【障がい福祉課】手話入門講座の部を新規開催、手話通訳者試験対策講座実施、要約筆記は現任研修を行い、意思疎通支援の充実に努めた。
⑤地域の福祉課題やニーズに応じたボランティアの育成	(25)	■	■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供(対象)市内の小中高生	A	○	夏休みの期間中に児童・生徒達にボランティア体験をする機会を提供し、支え合いの心を育み少しでも福祉に関心を持てるよう、各支所で実施した。(延べ58回開催・延べ429名参加)	○	継続	○	【社協】事業計画に基づき、着実に実施できた。同じような内容でも、目玉となるキーワードを講座の中に取り入れ参加人数を増やすことができた。今後もさまざまな興味を引く講座を企画していきたい。
		■	■	ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座(市と共催)、手話奉仕員養成講座(委託)、子ども見守りボランティア養成講座、男性ボランティア養成講座の開催	A	◎	平成29年度は地域の担い手の拡大、地域における集いの場づくりをすすめていくため、60歳以上のボランティア活動が増えていく仕掛けづくりとして、傾聴ボランティアの養成を行った。(9回開催、延べ359名参加)	◎	充実	○	【社協】事業計画に基づき、着実に実施できた。同じような内容でも、目玉となるキーワードを講座の中に取り入れ参加人数を増やすことができた。今後もさまざまな興味を引く講座を企画していきたい。
⑥ボランティア活動への参加機会の充実	(26)	■	■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供(対象)市内の小中高生	A	○	夏休みの期間中に児童・生徒達にボランティア体験をする機会を提供し、支え合いの心を育み少しでも福祉に関心を持てるよう、各支所で実施した。(延べ58回開催・延べ429名参加)	○	継続	○	【社協】事業計画に基づき、着実に実施できた。同じような内容でも、目玉となるキーワードを講座の中に取り入れ参加人数を増やすことができた。今後もさまざまな興味を引く講座を企画していきたい。
		■	■	ボランティアへの助成	ボランティアグループなどへ活動助成を行う	A	○	丹波市ボランティア協会所属・未所属グループで助成額に差をつけた。(所属70グループ、未所属31グループ)(共同募金配分金2,240,400円)	○	継続	○	【社協】各グループの運営に必要な財政支援を行う。
		■	■	ボランティアまつり開催経費の助成	ボランティア団体等への活動支援、PR	A	○	平成29年度はすべての支部において実施された。共同募金配分金を活用した。(共同募金配分金600,000円)	○	継続	○	【社協】サロンの夏休みの学生・児童との交流やボランティアまつりへの参加方法を考える。
		■	■	ボランティア登録	ボランティア活動者を登録カードによって登録し、必要としている人や団体につなぐ	A	○	個人の意向に添い、サロン等活動場所の提供などコーディネート業務に有効活用(126団体・2,857人登録)	○	継続	○	【社協】ボランティア・市民活動センター運営委員会でも協議しながら、継続して実施する。
⑦ボランティア活動に関する情報提供の充実	(27)	■	■	冊子発行、HPの充実	冊子「はじめよう！ボランティア(改訂版)」を発行する 社協のHPやFBの充実を図る	A	○	社協広報紙の定稿掲載、ネット等での発信、問い合わせでの対応など実施	○	継続	○	【社協】次年度、わかりやすいホームページとし、ボランティア登録をHP上からできるようにしたい。
⑧専門職の資質の向上	(28)	■	■	介護職員初任者研修の実施	地域の福祉向上を目的に、在宅介護のプロを養成するための初任者研修を実施する	A	△	受講申込みが少なかった(8名)。新たな介護人材の発掘につながるケースが少ない。	△	継続	○	【社協】継続して実施する。
		■	■	県社協等の研修会参加	社協職員自ら研修会に進んで参加する	A	○	研修計画に基づき、それぞれのキャリアを勘案して必要な研修を受けさせることができた。	○	継続	○	【社協】継続して参加する。

基本目標2 支えあいを大切にしたい地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H29)				施策視点評価			
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
3 各種団体との情報交換や連携の強化	(29)	■	民生委員児童委員協議会 (民生委員児童委員連合会)	(主旨)地域福祉における民生委員活動が円滑に行われるよう支援する。 (概要)6協議会及び連合会事務局の設置継続と連携強化	A	○	6地域の法定協議会を継続して設置するとともに、市民児童を通じて連携を図り、各種情報の交換、調整すべき諸課題の協議、資質向上のための研修企画等を実施できた。	○	継続	○	[社会福祉課] 引き続き市民児童及び市民協との連携強化を前提に必要な支援を継続させるとともに、地域福祉の中核組織である社協への市民協事務局の移管是非を含めた協議を継続させることとする。
			生活支援サービス体制整備	第2層の生活支援サービス推進会議を立ち上げる	B	○	8地区で推進会議が立ち上がった。今後も地区・自治会単位での説明会・勉強会の開催や地域住民の会合に積極的に参加し事業への理解に努める。	△	充実	○	[社協] 事業を進めていくためには住民への周知理解が大切であり、拙速にならず住民主体事業として進める。
	(30)	■	生活支援サービス体制整備	生活支援サービス推進会議を立ち上げる	B	○	25地区に対し住民主体の地域づくりについて提案し、理解が得られつつあるとともに機運が高まってきている。困難な地区もあるが、先進地区をモデルにした関係機関とともに今後も働きかけていくことが有効と考える。 また、今後は第一層生活支援サービス推進会議により、自治組織関係者及び市内事業所との連携を強化していく時期に来ている。	△	充実	○	[介護保険課] 第1層生活支援サービス推進会議を設置した。今後は第2層で解決困難な課題を取り上げ、解決策等を関係機関で調整を図り課題解決を目指す。
			地域ケア会議の開催	地域ケア会議の開催	A	○	生活圏域ごとに行っている個別地域ケア会議の中から課題を抽出し、その中から共通した課題の整理を行った。今後は高齢者に対する支援の充実と社会基盤の整備に取り組んでいく。	○	継続	○	[介護保険課] 会議を通じて各団体や地域との連携が図れた。個別地域ケア会議を積み重ねることで地域課題を抽出、整理し、課題の解決に努めます。
(32)	■	福祉バザー	各世帯から物品を提供いただき販売することで、社協が取り組む地域福祉を推進するための事業費として活用するとともに、地域での支えあいにつなげることを目的に開催する	B	△	物品が年々少なくなってきた。新品の提供も少なくなってきた。販売できない物も多く提供されている。バザーの目的、収益金の使いみちを知っていただくことが必要である。	△	継続	○	[社協] 昨年度「改善」評価に基づき内部検討を行ったが、住民から協力をいただいで実施する事業として収益減理由とした廃止は難しく、当面の間現状の方法で実施していく。評価検証委員会の意見のとおり、バザーの意義や必要性、各戸からの持ち寄り品を増やしていくためのPRを行っていく。	
		ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支部ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	平成29年度はすべての支部において実施された。共同募金配分金を活用した。(共同募金配分金600,000円)	○	継続	○	[社協] サロンで夏休みの学生・児童との交流やボランティアまつりへの参加方法を考える。	
4 利用者本位のサービス提供	(33)	■	広報発行事業	(概要)年6回、奇数月に広報を発行する。その他「ふくしほっとガイド」を発行(1回)する。HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	中高齢者を主力読者層とし、読みやすくわかりやすい、中身のある広報づくりを心がけ、計画通り発行している。ネット媒体はfacebookを中心に、身近な取り組みを取り上げ読みやすい記事づくりを行っている。社協職員も、3月に写真の撮り方など、効果的な広報の研修などを企画実施し、スキルアップに努める。	○	充実	○	[社協] 紙媒体を引き続き充実したものにするとともに、インターネットによる情報提供を充実させて行く必要がある。
			社協コーナー設置	社協の刊行物や掲示物等を設置する民間施設を確保し、情報提供と啓発活動をする	A	○	設置から11年が経過し、継続設置・撤去について、活用方法を含め内部検討を行う。	×	縮小	×	[社協] 備品の活用方法を考える。
			点字・声の広報発行事業	(概要)重度の視覚障害をお持ちの方へ、ボランティアグループが広報紙などを点訳・朗読録音して自宅に郵送して情報提供を行う (対象)重度の視覚障がいをお持ちの方	A	○	重度の視覚障害をお持ちの方に、ボランティアグループが広報紙などを点訳・朗読録音して自宅に郵送して情報提供を行った。 (平成29年度実績) 点訳利用者 延べ 34名 朗読利用者 延べ 240名	○	継続	○	[障がい福祉課] 毎月、視覚障害者の点字・声の広報を活用して情報取得の環境を整えている。
	(34)	■	社協福祉情報の発信(広報発行事業)	(概要)年6回、奇数月に広報「ふくしほっと通信」を発行する。その他「ふくしほっとガイド」の発行(1回)、HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	広報紙は年間6回の発行を維持し、地域における取組や社協以外の福祉情報の提供を強化していく。ホームページは平成30年度のリニューアルに向けアクセスしやすい構成等を考えていく。	○	充実	○	[社協] 紙媒体を引き続き充実したものにするとともに、インターネットによる情報提供を充実させて行く必要がある。
心配ごと相談			(概要)日常生活のあらゆる相談に、民生委員児童委員である「心配ごと相談員」が応じる	A	△	誰かに話を聞いてほしいだけの方もおられるので、よろず相談的な役割も持っている。	△	改善	○	[社協] いつ訪れるかわからない相談者に対して開設しているため、相談者の多寡で評価できない。	
(35)	■	無料法律相談	(概要)法律問題でお困りの方に、兵庫県弁護士会所属の弁護士が相談に応じる	A	○	無料のため、毎回定員に達し大変人気である。	○	継続	○	[社協] 平成29年度は年間144人枠のところ、141名の相談者数であった。引き続き実施していく。	
		めばえ、若者等相談窓口の標準化	相談者、関係機関からの相談・連携のしやすさを整える	A	○	通話料無料の相談専用電話を開設し、相談を実施している。	○	継続	○	[社会福祉課] フリーダイヤルを設置していることにより、庁内各部署をはじめとし、様々な関係機関の相談者から「めばえ」につながる体制が整っている。	
		障がい者相談	(主旨)障がい者の一般的な困りごとについて相談支援専門員等が相談に応じる。 (概要)障害者相談員等による相談の他、相談支援事業所に委託し専門的な相談を受ける事業を実施 (対象)障がい者本人または、家族等 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例	A	○	障がい者の相談を受け、必要に応じて障がい者の支援につなげた。 委託相談支援事業所(3事業所)においても、それぞれ障がい者への支援を行った。	○	継続	○	[障がい福祉課] 相談からサービス利用に円滑につながるよう相談支援機能の充実を図る必要がある。	
(36)	■	第三者委員会	(主旨)福祉サービスでの苦情解決	A	○	介護保険事業所の運営等に必要組織であり、社協では定期的に研修を開催している。今年度中に開催予定。	○	継続	○	[社協] 継続設置していく。	
		障がい者施策推進協議会	(主旨)障がい者施策推進協議会の部会において必要な情報の共有を図る。 (概要)市内の関係機関及び障害福祉に識見のある者で構成する協議会により支援体制の整備を図る。 (対象)障がい者等 (根拠)障害者総合支援法、丹波市障がい者施策推進協議会設置条例	A	○	障がい者の施策や支援体制について協議し、障がい者支援につなげた。 また、障がい福祉計画(H30-H32)を策定した。	○	継続	○	[障がい福祉課] 障がい者施策について協議を行い、障がい者支援体制の充実を図る。	
④新たな福祉サービスの開発	(36)	■	生活支援サービス体制整備	丹波市ふだんのくらしサポートセンターを設置する 第2層の生活支援サービス推進会議の設置	A	○	3か所に丹波市ふだんのくらしサポートセンターを設置し、くらし応援隊員の活動のサポートを行った。	○	充実	○	[社協] 隊員の養成、活動調整等を継続して行う。
			自立生活応援事業	障がい者支援施設や精神科病院を退院し、丹波市内の居住する障がい者に対し、生活物品の購入を目的とした丹波市共通商品券の給付を行う(予算の範囲内で一人あたり5万円以内)	A	×	申請はなかったが、申請(成果)がたびたびある性格の事業ではないので現状を維持し、きたるべき時に対応する。	×	継続	○	[社協] 継続して実施する。

基本目標2 支えあいを大切に地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H29)				施策視点評価					
		社協	市	事業名	事業内容	進捗状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容	
⑤社協コーナーの整備・充実	(37)	■		社協コーナー設置	(概要)社協の刊物や掲示物等を設置する場所を確保し、情報提供と啓発を行う (対象)市内7カ所(金融機関・スーパー・市役所等)	A	△	設置先より、撤去の要望あり。社協支所または公共施設等に移転する。	×	縮小	×	[社協] 備品の活用方法を考える。	
5 生活困窮者や就職困難者に対する自立支援	①相談窓口の周知			生活困窮者自立支援事業	(主旨)生活保護受給者に至る前段階の生活困窮者に対する包括的な自立支援を行う (概要)自立相談窓口「めばえ」の運営(主任相談員1、就労支援員1、生活相談員1)、各種支援事業の実施 (対象)経済困窮、心身の障害、失業、家族の介護など、複数の問題が絡み合った状況にある人 (根拠)生活困窮者自立支援法	A	○	庁内関係課や庁外関係機関との連携のため、窓口の周知を行う。相談者へ窓口への誘導を啓発することにより、相談につなげてもらうことができた。	○	継続	○	[社会福祉課] 関係機関との連携により一定の相談はあるものの、潜在的な生活困窮者への相談窓口の周知手法等について検討を深めていく。	
				子ども・若者育成支援相談業務	(主旨)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立に向けた相談業務 (概要)本人及び家族の相談に対応し、支援方法を策定する (対象)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族 (根拠)丹波市子ども・若者育成支援事業実施要綱	A	○	丹波市各関係課(子育て支援課、健康課、社会福祉課等)と連携をかりながら、その相談者の実情に応じた適切な時期に必要とされる支援方法について模索し、一人でも多く自立へ向け支援を行っていく。	○	継続	○	[くらしの安全課] ひきこもり対象者やその家族への周知と効果の現れる利用しやすい環境作りについて、広報の実施と関係機関の連携を今後実施していく。	
	②全庁的な支援体制の構築		■	庁内連絡会議の設置・運営	(概要)ワンストップ窓口となるよう庁内連絡会議の開催と調整 (根拠)生活困窮者支援対策委員会設置規程	B	○	ワンストップ窓口となるよう関係機関との連絡調整及び会議を開催し支援を行った。	○	継続	○	[社会福祉課] 生活困窮者の支援には部局横断的な支援が必要となるため、関係各課との共通理解は欠かせない。そのため、次期、機構改革に向け、総合相談窓口のあり方と体制について継続的に協議を進めることとする。	
	③地域福祉ネットワークと連携した支援体制の構築	(40)		■	官民連携による支援体制づくり	(主旨)市内社会福祉法人、NPO法人、自治協議会等との調整・連携による体制づくり (手法)社会福祉法人等事業者へ任意事業等の委託、社会福祉法人連絡協議会が目指す公益事業の取り組みとの調整	A	○	定期的に開催される社会福祉法人連絡協議会に市の関係部署が参加し、各種情報の共有と新たな公益的取組の取り組みに関する協議を経て、よろずおせっかい相談所の設置に至った。	○	継続	○	[社会福祉課] 社会福祉法人と連携を行うことにより、地域の中での支援体制を確立させる必要がある。
	④生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施	(41)			生活困窮者自立支援任意事業	(概要)生活困窮者自立に向けた具体的支援策の提供 (検討)就労につながる支援、子どもの貧困にかかる支援策の検討	B	○	社会福祉法人連絡協議会との連携により就労の機会や子どもの貧困対策について検討を行った。	○	継続	○	[社会福祉課] 就労支援等具体的な支援方法を提示し、地域の社会資源を活かした支援策を検討する必要がある。 (継続)
					日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	(概要)金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどを行い、在宅で生活が続けられるよう支援する (対象)認知症や障がいにより、判断能力に不安がある方で、なおかつ、本人のサービス利用意志が確認できる方	A	○	社協本所だけではなく、支所にも専門員を配置して相談や支援に対し迅速に対応できるよう体制整備を行った。 そのことで特に事務的な面での煩雑さを解消する方向に動いた。	○	継続	○	[社協] 権利擁護の考え方が広まるにつれて、多様な選択肢の中の日常生活自立支援事業として、広く啓発していく必要がある。
					物品援助事業	(主旨)突発的な出費等により生活困窮を余儀なくされた方に物品援助を行う (概要)民生委員を通じて、物品の援助を行うことで生活を維持させる。次の手段までのつなぎ支援 (対象)市内に3ヶ月以上居住し、担当民生委員が必要と認めた世帯	A	○	就職先が決まり、初回給与が支給されるまでや、生活保護の受給決定まで等のケースにおいて、早急に対応できる本事業は、生活困窮者支援策として一定の役割を果たしている。	○	継続	○	[社協] 丹波市でのセーフティネット施策の一つであり、「待ち」の事業として継続していく。
					生活福祉資金貸付事業	(概要)国が行う生活福祉資金の相談・申請窓口 県社協から委託	A	○	民生委員や「めばえ」、県社協と連携し相談および申請業務を行った。	○	継続	○	[社協] 継続していく。
	福祉資金貸付事業	(概要)丹波市社協独自の小口資金の貸し付け	A	○	民生委員や「めばえ」、県社協と連携し相談・申請受付、貸付決定、償還支援業務を行った。	○	継続	○	[社協] 丹波市でのセーフティネット施策の一つであり、「待ち」の事業として継続していく。				
	⑤子どもの貧困対策の推進	(42)		■	生活困窮者自立支援任意事業	(概要)子どもの居場所の確保を入り口に、学習支援、給食(補食)支援等から困窮者世帯へのアプローチを図る。	B	○	社会福祉法人等による子ども食堂が実施されているが、困窮世帯へのアプローチについては必要に応じて連携を図る体制を整えている。	○	継続	○	[社会福祉課] 子どもの居場所づくりのための社会福祉法人等の活動を支援し、市として取り組むべき支援を行う。 (子ども食堂に関する情報提供と丹波市にあった取り組み検討)
⑥地域就労支援事業の推進	(43)			丹波市障害者就労支援事業	(主旨)春日庁舎内ちやれんじスペースでの福祉喫茶の運営、授産品販売及び市軽作業等の提供を通して、授産品の販路拡大及び障害者就労支援施設で働く障害者の就労意欲を高める。 (概要)社協に運営委託 (対象)一般市民、障害者就労支援施設で働く障害者 (根拠)丹波市障害者就労支援事業実施要綱	A	○	(社協)社協広報紙に事業所と授産品等を掲載し、販売促進を図った。 ・氷上総合グラウンドの年間除草作業を共同受注し、障がい者の工賃向上を図った。	○	継続	○	[障がい福祉課] ちやれんじスペースの運営により、障がい者の就労状況等の啓発等をし、障がい者の就労支援につなげている。また、市役所の軽作業を管理し、障がい者の工賃向上に努めている。	
				無料職業相談所(めばえ)	(概要)福祉事務所が無料職業紹介所機能をもち、福祉的就労、中間就労の機会を提供する	B	○	社会福祉法人連絡協議会との連携により就労の機会についての依頼を行い調整を図っている。	○	継続	○	[社会福祉課] 無料職業紹介所として、就労を希望する人に合わせた就職先を紹介できるように多様な受入先を拡充する必要がある。	
				子ども・若者育成支援居場所運営事業	(主旨)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が社会参加に向けた取組を実施する居場所運営 (概要)生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上に向けた取組、自立訓練、就労訓練等の実施 (対象)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者(概ね15歳から39歳) (根拠)子ども・若者育成支援推進法	A	○	「居場所」の活用により、ひきこもり状態から少しでも社会復帰等に向けた取組を推進している。 利用者とは信頼関係の構築が必要で、息の長い支援を行う場である。	○	継続	○	[くらしの安全課] ひきこもり等の子ども・若者の社会復帰を目的としているが、その達成するには相談業務と同じくして、福祉・医療・教育・就労等の関係機関と連携し、継続して支援していく必要がある。	